

「日本は裁判員制度を廃止すべきである。是か非か」

・裁判員法が定める規定をすべて廃止し、職業裁判官のみによる裁判制度に戻すものとする。

論題検討委員
猶本 健一

●はじめに

今回の論題は「日本は裁判員制度を廃止すべきである。是か非か」です。

この制度は平成21年に導入されたもので、今回の論題は、裁判員制度導入前の裁判制度に戻すか否かというものです。

皆さんに論じていただくのは、導入して6年間経つこの制度の評価であり、またこの国の司法制度の在り方についてとなります。

この論題解説では、理解の参考となるように、裁判員制度の概要を説明した上で、想定される議論の説明をします。

●裁判員制度とは

裁判員制度とは、法律の専門家ではない一般の市民が刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、また有罪である場合にどのように刑に処すのかを、専門家である職業裁判官と一緒に決める制度です。

これは「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(略称：裁判員法)」で規定されており、司法制度改革の一つとして導入されました。

●なぜ裁判員制は導入されたのか？

裁判員制導入以前の刑事裁判は、職業裁判官や検察官、弁護士という専門家のみで行われていました。

慎重に審理がなされる一方で、専門的な正確さを求めるあまり、審理内容や判決が国民にとって理解しにくいものとなっていました。

その打開策として導入されたのが裁判員制度です。

裁判員制度導入の意義は「国民の司法参加」にあります。

国民の司法参加を通じ、国民の知識・経験、社会常識を裁判に反映させることや、裁判を身近で分かりやすいものにするすることで、司法に対する信頼性を向上させるといった狙いがありました。

●裁判員の選ばれ方

それでは、裁判員はどのようにして選ばれるのでしょうか。現在は、5つのプロセスを経て裁判員が選任されています。

- ① 年に1度、地方裁判所により選挙権のある人の中から、くじにより裁判員候補者が選ばれます。
この時点では、毎年30万人前後の方が選出されています。
- ② ①で選ばれた候補者に、選ばれた旨の通知および、調査票が送付されます。
この調査票の回答（職業、年齢、健康状態など）から、裁判員になることができないと判断された場合は、候補から外れます。
- ③ ②で候補から外れなかった者の中から、くじで、事件ごとに候補者が選ばれます。
- ④ ③で選ばれた候補者に選任手続きの呼出状と質問票が送付されます。この質問票の回答（仕事、健康状態、家庭状況など）から、当該事件の裁判員になることができないと判断された場合は、候補から外れます。
- ⑤ 選任手続きに来た者の中から、裁判長による質問やくじなどが行われ、最終的にその事件を担当する裁判員及び補欠裁判員が選任されます。

このようにして毎年8,000人前後の方が裁判

員となって刑事裁判に参加しています。

●裁判員は具体的に何をするのか？

裁判員は、一つの公判に対し6名が選任され、3名の職業裁判官と共に業務を行います。

裁判員が行う業務は大きく三点あります。

一点目が「公判に立ち会う事」です。

公判とは刑事訴訟の手続きのうち、裁判官、検察官、被告人（弁護士）が裁判所で審理を行う手続きを指します。

裁判員は刑事裁判の公判に立会い、事件の詳細等の説明、書証や物証等の証拠調べ、証人や被告人に対する検察官や弁護士からの質問やそれに対する答え（証人尋問・被告人質問）を見聞きすることになります。裁判員から証人等に質問をすることも可能です。

二点目が「評議、評決を行う事」です。

公判へ立会い、知り得た情報をもとに職業裁判官と一緒に議論（評議）し、被告人が罪を犯したか否かの判断（事実認定）し、有罪であった場合には、どのような刑にすべきか判断（量刑）をくだします。（評決）

なお、評議の結果、裁判員、職業裁判官全員の意見が一致しなかった場合には、多数決によって結論を出すことになります。

裁判員法では、裁判員が関与する判断について「構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む」合議体の員数の過半数で決定することとしています。

たとえば、被告人を有罪にする場合には、裁判員と職業裁判官のそれぞれ1人以上が有罪の意見である必要があります。つまり、職業裁判官だけ、または裁判員だけの意見によって被告人を有罪にすることはできません。

また、量刑を判断する上で複数の意見が出た場合、上記の条件を満たすまで、最も重い量刑の意見の票数を次に重い量刑の意見に足していきます。

例）下記のように量刑の意見が分かれた

懲役7年：裁判員5名

懲役6年：職業裁判官1名

懲役5年：職業裁判官2名、裁判員1名

この例の場合、一番重い懲役7年では裁判員と職業裁判官双方の意見を含むという条件が満たされません。そのため、懲役7年を支持した人数を次に重い懲役6年に加えます。すると、合計が裁判員5名、職業裁判官1名となり、決定するための条件が全て満たされるので懲役6年と刑が確定します。

三点目が「判決宣告に立ち会う事」です。

裁判員と職業裁判官が議論した結論である判決を宣告する場に立ち会います。

以上で裁判員としての業務は終了です。

なお、平成26年1月～11月までの裁判では一点目～三点目までの全ての業務が終了するまでにかかる日数は平均8.2日となっています。

●陪審制度・参審制度との違い

裁判員制と同じように、国民が裁判に参加する制度は他にもあり、諸外国でも導入されています。

それらの制度は、おおむね陪審制度または参審制度に分けられます。例えば、アメリカやイギリスは陪審制度を導入しています。ドイツ、フランス、イタリアなどでは参審制度が導入されています。

下の表を参考にしてください。

表 国民の司法参加制度ごとの違い

	陪審制度	参審制度	裁判員制度
導入国	アメリカ イギリス	ドイツ フランス イタリア	日本
評議	陪審員のみ	裁判官と 共同	裁判官と 共同
事実 認定	判断する	判断する	判断する
量刑	判断しない	判断する	判断する
任期	事件ごと	任期制	事件ごと
選任	無作為	推薦等	無作為

●裁判員制度で扱う事件

裁判員裁判は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合等の刑事事件において、適用されています。代表的なものとしては、以下のようなものがあります。

- ・人を殺した場合（殺人）
- ・強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- ・人にけがをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）
- ・泥酔した状態で自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- ・人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ・身の代金を取る目的で人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
- ・子供に食事を与えず放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）
- ・財産上の利益を得る目的で覚せい剤を密輸入した場合（覚せい剤取締法違反）

なお、裁判員制度は、地方裁判所で行われる刑事事件が対象で、刑事裁判の控訴審・上告審や民事事件、少年審判等は裁判員制度の対象にはなりません。

平成 26 年 1 月～11 月までで、1,259 件の裁判が裁判員制度で実施されています。

●プラン導入後の世界

今回の論題におけるプラン導入後の世界とはどのようなものでしょうか。

裁判員制度が廃止され、職業裁判官のみで判断が行われる体制になります。つまり、平成 21 年 5 月より前の裁判制度に戻すことになります。

それでは、考えられるメリット、デメリットの例を見ていきます。

●考えられるメリットの例

1. 誤判の防止

裁判制度について議論をする上で、誤判の可能性は言及されることが多い議論です。

日本でも、過去に死刑判決となった重大な事件でさえ冤罪・誤判事件が発生したことがあります。

このような状況で、裁判員と職業裁判官を比較した時、裁判員の方が判断を誤りやすいと主張する意見があります。考えられる根拠としては、以下の点が挙げられています。

- ・訓練を受けていない裁判員の方だと、マスコミによる報道の影響を受けやすい。
- ・例えば正当防衛が認められるかといった争点などでは、法の専門的な概念についての判断が求められることがあるが、そういった部分の事実認定を裁判員が行う事は難しい。

職業裁判官のみで判断される裁判体制に戻すことで、より誤判発生の可能性を少なくすることができるという主張ができます。

2. 裁判員の負担解消

裁判員は、重病の患者や親の葬式等やむを得ない事情がない限り、辞退することが認められないとされています。

仕事が休める状況にない者や、悲惨な事件の内容や証拠写真を見聞きすることが精神的につらい者にとっては、裁判員は非常に大きな負担となります。

事実、裁判員を務めたことでストレス障害となったという訴訟が起きています。また、公判中に提示された遺体の写真を見たことで気を失ってしまった裁判員がいたことが話題となりました。

裁判員となることがなくなれば、国民がこういった負担から解消されるという主張ができます。

●考えられるデメリットの例

1. 国民の意思の反映ができなくなる

裁判員は国民の代表として裁判に参加します。評議の中で、提示された内容と自身の様々な知識、経験を基に総合的に判断し、評議の中に反映させます。そうすることで国民の一般的な感覚を裁判に取り入れることが裁判員制度の導入の狙いの一つです。裁判員制

度の廃止してしまうと、そういった反映ができなくなります。

たとえば、国民の多くが厳しく刑に処せられるべきだと考える犯罪が、軽い刑となったり、もっと軽い刑でよいと考える犯罪が、重い刑となったりすることもあります。

裁判員制度が廃止されることで、刑事裁判に国民の感覚、常識が反映されない状態に戻ってしまうため、それが司法のあるべき姿として問題であるという主張ができると思います。

2. 誤判の発生

誤判、冤罪の議論については、裁判員裁判と職業裁判官のみでの裁判との比較となります。つまり、メリットでの分析とは逆に、裁判員裁判の方がより優れた判断ができていると考えるならば、デメリットとして主張することが可能です。

根拠としては、以下の点が挙げられます。

- ・職業裁判官はさまざまな立場からなる裁判員よりも人生経験に乏しいことから、世間一般の常識とかけ離れた判断をしてしまう可能性がある。
- ・職業裁判官は同じ法の専門家である検察官の判断を重視しがちであり、被告人や証人の言葉よりも、検察官の作成した調書の方を優先してしまう。

●議論する上での注意点

最後に、この論題で議論をする上で注意していただきたい点があります。

一つ目は、今回の論題の対象が裁判員法で定める規定のみであることです。

裁判員制度導入に先んじて導入された公判前整理手続きという「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために必要があると認めるとき」に実施される制度があります。

裁判員裁判では必ず行われる手続きのため、裁判員制度が議論される際には多く言及されていますが、この制度は刑事訴訟法の中の規

定ですので今回の論題で制度自体がなくなるわけではありません。

二つ目は、証拠資料の発行年についてです。冒頭でも述べた通り、裁判員制度は平成 21 年 5 月に導入された制度です。それ以前は職業裁判官のみによる裁判が行われていました。

例えば「我が国の司法制度においては、～～～といった問題点がある。」という資料があったとします。

その資料が平成 21 年 5 月以前に書かれていた場合、職業裁判官のみで判断される裁判の問題点を説明している可能性があります。

このように、発行年によってはどちらの制度のことを論じているのかが全く変わってしまう可能性があります。

リサーチをする時だけでなく、試合中に証拠資料を引用する際にも、気を付けていただければ幸いです。

三つ目は、参考にする海外の各制度の違いについて注意することです。

上述した通り、裁判員制度は日本オリジナルの制度ともいえ、陪審制や参審制と異なる部分があります。また、各国によって人数構成や対象事件、評決方法も変わります。海外の事例や資料を用いる際には、それが日本の裁判員制度にも当てはまる話なのかどうか、よく確認することをお勧めします。

上記の話は、どんな論題でも言える話ではありますが、今回の論題ではより一層ご注意ください。

国民の司法参加についての議論は、日本で裁判員制度が導入される何年も前から、度々議論されてきました。今回の論題は、そういった議論を経て実際に導入された裁判員制度について、改めて是非を問うものです。

裁判員制導入前にどのような議論や推測がなされてきたのか。そして、実際に裁判員制度を導入し 6 年たった今、日本の裁判はどのように変化したのか。過去の議論と現在の実情を比べながら様々な考察をしていただければ幸いです。

●参考文献・ホームページ

- ・最高裁判所 HP 裁判員制度
(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)
- ・知りたい！裁判員制度
(<http://www.saibanin-seido.net/>)
- ・『自由と安全の刑事法学』2014年9月
内田博文 等著
- ・『現代の刑事裁判』2014年9月
渡辺 修 著
- ・『刑事訴訟の諸問題』2014年6月
石井 一正 著
- ・『冤罪と裁判』2012年5月
今村 核 著
- ・『つぶせ！裁判員制度』2008年3月
井上 薫 著
- ・『冤罪をつくる検察、それを支える裁判
所』2010年12月 里見 繁 著
- ・『月刊・法律のひろば 2014年4月号』
- ・PRESIDENT Online 『裁判員が冤罪の
責任を負うことはあるか』
(<http://president.jp/articles/-/9218>)